

## 議案第 4 3 号

### 三田市議会議員定数条例の改正について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項の規定により、三田市議会議員定数条例改正の請求を平成 2 3 年 6 月 2 1 日付で受理したので、同条第 3 項の規定により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

平成 2 3 年 6 月 2 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 三田市議会議員定数条例の一部を改正する条例案

三田市議会議員定数条例(平成23年三田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

本則中の議員定数「22人」を「20人」に改める。

### 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

## 意見書

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、三田市議会議員定数条例につきまして、「20人」に改正するよう求める直接請求がありましたので、同条第3項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

このたびの請求におきましては、地方自治法上必要とされる有権者の50分の1以上である1,804人を大きく上回る5,359人、有権者総数の約6%に当たる方々の連署をもって請求がなされたものであり、市長である私といたしましては、請求の持つ意義の重さを真摯に受け止めております。

本市市議会議員の定数につきましては、昭和33年の市制施行以来24人でありましたが、平成19年12月には定数削減を求める陳情が、平成22年8月には同じく請願が市議会に提出されました。市議会におかれましても議会改革の取組みの中で、平成23年3月に定数を2人削減する条例改正案を可決され、次の一般選挙から適用されることとなったところであります。

とりわけ、二元代表制の一翼を担う市議会は、様々な政策や条例の提案者としての役割や責任が強く求められるなど、その重要性が増す中で、定数につきましては、住民から直接権能を負託された市議会のあり方そのものに係る根幹的な事項であり、市議会による自己決定が基本であると考えております。

したがいまして、このたびの市議会議員の定数削減を求める直接請求につきましては、慎重にご審議のうえ、市議会の責任のもとで適切なるご判断をお願いしたいと考えております。

平成23年6月27日

三田市長 竹内英昭

三田市議会議員定数条例新旧対照表

現行	改正案
<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により、本市議会議員の定数は、<u>22 人</u>とする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、次の一般選挙から施行する。</p> <p>付 則(平成 12 年条例第 2 号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(平成 23 年条例第 3 号) (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。</p> <p>以下省略</p>	<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により、本市議会議員の定数は、<u>20 人</u>とする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、次の一般選挙から施行する。</p> <p>付 則(平成 12 年条例第 2 号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(平成 23 年条例第 3 号) (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。</p> <p>以下省略</p>